

公益財団法人 中 内 育 英 会

奨 学 金 規 程

公益財団法人 中 内 育 英 会

公益財団法人中内育英会 奨学金規程

第一章 総 則

第1条（目的）

本規程は、「公益財団法人中内育英会」（以下単に「本会」という。）定款第4条第1項第1号に基づき、奨学金の給付又は貸与に関して必要な事項を定める。

第二章 奨学生の募集選考

第2条（定義）

本規程において、本会から給付又は貸与する学資金を奨学金といい、奨学金の給付又は貸与を受ける者を奨学生という。

第3条（給付又は貸与）

奨学金の給付又は貸与年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終了する。

第4条（募集）

募集は、前年度3月1日から4月30日迄に行うものとする。

2. 継続募集者については前年度2月1日から4月30日迄に行うものとする。

第5条（奨学生の資格要件）

奨学生に応募することができる者は、次の各号に定める資格要件を満たす者とする。

- (1) 兵庫県内に所在する高等学校の生徒及び大学（大学院を含む。）並びに専門学校の学生であること。
- (2) 兵庫県出身の高校生、大学生（大学院生を含む。）及び専門学校生であること。

(3) 学業成績優秀で教育上経済援助を必要とする者であること。

(4) 本会の趣旨に沿う者であること。

第6条（応募方法）

本会の奨学金の給付又は貸与を受けようとする者は、所定の申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する大学の学長、高等学校並びに専門学校の校長を経て申請しなければならない。

(1) 所定の学長若しくは学部長、学校長の推薦状（第2号様式）

(2) 所定の奨学生調書（第3号様式）

(3) 成績証明書

(4) 健康診断書

(5) 世帯主の課税証明書

(6) その他本会が必要と認める書類

2. 応募期間は、募集の日から当年4月30日迄とする。

第7条（選考）

奨学生は、第5条に定める資格を有し、且つ前条に定める手続きを経て、応募した者について、理事会にて選考し決定する。

2. 奨学生の採用決定は、採用通知書により、在学する大学の学長、高等学校並びに専門学校の校長を経て、本人に通知する。

第8条（誓約書の提出）

前条の奨学生採用決定通知書を受理した者は、速やかに所定の誓約書（第4号様式）を本会に提出しなければならない。

第9条（保証人）

奨学生は、3親等以内の親族で、独立の生計を営むものの中から、保証人1人を定めなければならない。

2. 前項の保証人は、奨学生と連帯して、この規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。

3. 奨学生は、第1項の保証人が欠けたとき又は本会が不適當であると認めるときは、速やかに保証人を補充し、又は変更しなければならない。

第三章 奨学金の給付又は貸与

第10条（奨学金）

奨学生はその上限を月額10万円とし、その額は理事会で決定する。

2. 奨学金は第19条の規定により返還しなければならない。但し、給付を受けた者は、別に定める場合を除き、返還を要しない。

第11条（給付又は貸与の期間）

奨学生の給付又は貸与の期間は、奨学生の在学する大学、高等学校並びに専門学校の正規の最短修業期間とし、高等学校3年間、専門学校4年間、大学生4年間、大学院生5年間を限度とする。

第12条（奨学金の支給）

奨学金の支給は、本会の指示する手続きにより、原則として毎月直接奨学生に対し行う。

2. 前項の定めにかかわらず支給決定後、最初の支給は、4～7月の4ヶ月分を7月に一括支給する。
3. 第1項の定めにかかわらず理事長が適當と認めるときは、前項の時期以外の時期においても数ヶ月分を一括支給することがある。

第13条（奨学金受領書の提出）

奨学生は、奨学金を受領したときは、原則としてその都度直ちに所定の奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

第四章 諸 届

第14条（学業の成果報告）

奨学生は、毎学年末、学業の成績について、大学、高等学校並びに専門学校の証する書類を本会に提出しなければならない。

第15条（就学状況等の報告）

奨学生は、就学状況その他必要事項の報告を本会から求められたときは速やかにこれに応えなければならない。

第16条（身分変更の届け出）

奨学生は、次の各号により、身分その他に変更があったときは、大学、高等学校並びに専門学校を通じ、直ちに本会に届け出なければならない。

- （1）本人及び保証人の氏名、住所に変更があったとき。
- （2）保証人を変更したとき。
- （3）休学、転部及び退学等学籍に重大な変更のあったとき。

2. 病気、死亡等により本人が届け出られないときは、保証人が本人に代って届け出なければならない。

第五章 給付又は貸与の決定の取消し返還

第17条（給付又は貸与の決定の取消し）

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の決定の取消し、又は停止をすることがある。

- （1）第5条に定める資格要件を欠いたと認められるとき。
- （2）奨学金の給付又は貸与を受けることを辞退したとき。
- （3）転部、停学、退学のとき。
- （4）休学、又は長期にわたり欠席したとき。
- （5）死亡したとき。
- （6）正当な理由なく、本規程に定める諸手続きを怠ったとき。

(7) その他奨学生として、不相当と認められるとき。

2. 奨学生の決定の取消し、又は停止をしたときは、当該奨学生（死亡した場合にあっては保証人）に対して、その旨を書面で通知するものとする。

第18条（借用証書）

奨学生は、第17条の規程により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき、又は最終の貸与を受けたときは、速やかに借用証書を本会に提出しなければならない。この場合において、当該奨学生が提出することができないときは、保証人が提出するものとする。

第19条（返還条件）

奨学金の返還は、無利子とする。

2. 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6ヶ月経過後、最長で10年間の期間内に、月賦、半年賦又は年賦のいずれかを選択し返還しなければならない。尚、返還額は、月額換算で1万円以上とする。但し、いつでも繰り上げて返還することができる。

(1) 第17条の規定による取消しのあったとき。

(2) 奨学金の貸与の期間が満了したとき。

3. 奨学金の貸与を受けた者が、返還期間の満了後正当な理由がなく奨学金の返還をしないときは、当該返還期間経過後、その支払の日までの日数に応じ、返還未納の金額につき、別に定める延滞利息を付するものとする。

第20条（奨学金の返還）

次の各号に該当したときは、第10条の定めにもかかわらず、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがある。

(1) 在学する大学、高等学校並びに専門学校の学則に基づき、停学、退学処分を受けたとき。

(2) 刑事事件を犯したとき。

(3) 申請書及び提出書類に重大な虚偽の記載を行ったとき。

第21条 (返還の特別免除)

本会は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還の債務の一部又は全部を免除することがある。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身に著しい障害又は災禍傷病を受けたこと等により返還を免除することが適当であると本会が認めたとき。

第22条 (返還の猶予)

本会は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 貸与の期間の満了後卒業までの期間、及び貸与の期間の満了後引き続き卒業・修了後進学したときは、その在年する期間「在学届」の提出により修了時まで奨学金の返還を猶予する。

(2) 心身に著しい障害又は災禍傷病を受けたこと等により返還を猶予することが適当であると本会が認めたとき。

第23条 (給付又は貸与の辞退)

奨学生は、いつでも奨学金の給付又は貸与を辞退することができる。

第六章 補 則

第24条 (規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会で決定する。

付 則

昭和58年 4月 4日 制定施行

昭和 6 1 年 6 月 2 日 改訂

昭和 6 3 年 6 月 2 4 日 改訂

平成 1 1 年 7 月 2 3 日 改訂

平成 2 0 年 3 月 2 1 日 改訂

平成 2 2 年 1 月 1 8 日 改訂

平成 2 6 年 4 月 1 日 改訂